

令和5年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和5年12月25日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

令和5年12月25日（月）

令和5年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和5年第3回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
議事日程の報告	4
会期の決定について	5
報告第2号 専決事項の報告について	5
中井義弘枚方東消防署長の提案理由の説明	5
小嶋悦喜寝屋川消防署長の提案理由の説明	6
認定第1号 令和4年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	8
竹島弘光会計管理者の提案理由の説明	8
認定第1号採決	10
議案第10号 令和5年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）	10
伊藤高博消防次長兼総務部長の提案理由の説明	11
議案第10号採決	11
議案第11号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について	11
伊藤高博消防次長兼総務部長の提案理由の説明	11
志甫直哉議員の質疑	15
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	15
志甫直哉議員の再質疑	15
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	16
志甫直哉議員の再質疑（要望）	16
議案第11号採決	16
議案第12号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	17
島村忠消防次長兼予防部長の提案理由の説明	17
議案第12号採決	18
議案第13号 財産（防火衣）の取得について	18
眞先良次警防部長の提案理由の説明	18
議案第13号採決	19
議案第14号 枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の 委託に関する規約の一部変更について	20
伊藤高博消防次長兼総務部長の提案理由の説明	20
議案第14号採決	21
一般質問	21

前田富枝議員の質問	21
消防吏員の人材確保について	21
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	22
前田富枝議員の再質問	22
消防吏員の人材確保について	22
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	22
前田富枝議員の再質問	23
消防吏員の人材確保について（要望）	23
伏見隆管理者閉会の挨拶	23
野村生代議長閉会の挨拶	24
閉会（午前11時30分）	24

令和5年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和5年12月25日（月）

出席議員（16名）

1番	大津	真沙樹	7番	武田	由利子	13番	広瀬	ひとみ
2番	岡	由美	8番	峠	賢一	14番	前田	富枝
3番	金子	英生	9番	西田	昌美	15番	松本	佑介
4番	志甫	直哉	10番	丹生	真人	16番	森越	清楓
5番	瀬戸	健太	11番	野村	生代			
6番	高野	寿陞	12番	久野	須賀子			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	警防部長	眞先	良次
副管理者	広瀬	慶輔	枚方消防署長	南	充彦
副管理者	小山	隆	枚方東消防署長	中井	義弘
会計管理者	竹島	弘光	寝屋川消防署長	小嶋	悦喜
消防長	藤中	明広	枚方市危機管理部長	新内	昌子
消防次長兼総務部長	伊藤	高博	寝屋川市危機管理部長	林	竜也
消防次長兼予防部長	島村	忠			

議 事 日 程（令和 5 年 12 月 25 日 午前 10 時 00 分開会）

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 報告第 2 号 専決事項の報告について
- 日程第 3 認定第 1 号 令和 4 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 10 号 令和 5 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 11 号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第 12 号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 13 号 財産（防火衣）の取得について
- 日程第 8 議案第 14 号 枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の一部変更について
- 日程第 9 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 大 西 康 之

(午前10時00分)

○野村生代議長 皆さん、おはようございます。議員の皆様におかれましては、年末で何かとご多用のところ、消防組合議会にご出席くださいます。誠にありがとうございます。

ただいまから、令和5年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に管理者の挨拶をお受けいたします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 令和5年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、また、年末で何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本年中の火災件数は、昨年より減少しておりますが、火災によりお亡くなりになられた方は昨年比で6人増加するなど、まさに緊急事態であり、早期の対応が求められています。

こうした状況を受け、防災無線での注意喚起をはじめ、車両巡回広報やホームページ、X、LINEなど、様々な媒体を活用し、火災予防の啓発に努めているところでございます。

また、救急件数につきましては、過去最多件数を更新した昨年をさらに上回るペースで推移している状況であり、今後も増加が見込まれています。

そのため、安定的な救急体制の確保や救急車の現場到着時間の短縮に加え、再任用職員や育児休暇から職場復帰した職員の適切な配置など、多様な働き方を実現していくため、来年4月から日勤救急隊を創設します。

さらには、令和8年度運用開始予定の消防情報システムの更新や、築50年以上が経過し、老朽化が顕著な枚方消防署の建て替えなど、第5次将来構想計画に掲げる主要事業につきましては、適宜、議会への報告を行いながら、適切に進めてまいります。

今年も残すところあと僅かとなりましたが、市民の皆様が健やかに新年をお迎えしていただけるよう、12月20日から歳末警戒を実施し、昼夜にわたって警戒を強化しています。

また、不特定多数の方が利用し、混雑が予想される大型ショッピングセンターに対する特命の立入検査を実施し、利用者の安全確保と防火管理の強化に努めるなど、引

き続き、警戒・予防活動に取り組んでまいります。

本日は、専決報告、決算認定のほか、5件の議案を提案させていただいております。よろしくご審議の上、ご認定、ご可決いただきますようお願いいたします。

なお、この場をお借りいたしまして、副管理者の交代についてご報告させていただきます。

枚方市副市長の退職に伴い、長沢副管理者が退任となり、代わりまして、9月29日付で新たに枚方市の小山副市長を本消防組合理約の規定に基づき、本消防組合副管理者に指名いたしましたので、ご報告いたします。

結びに当たりまして、この1年間、消防行政運営にご理解、ご協力をいただき、議員の皆様のご労苦に深く感謝を申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

○野村生代議長 管理者の挨拶が終わりました。

次に、職員から諸般の報告をさせます。

○大西康之事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただいまの出席議員は16人、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、令和4年度令和5年5月分及び令和5年度5月分から10月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○野村生代議長 ただいまの報告のとおり、出席議員は定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第83条に基づく、本定例会の会議録署名議員について、3番金子英生議員、4番志甫直哉議員の2名を指名します。

次に、職員から議事日程の報告をさせます。

○大西康之事務局長 議事日程

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定について |
| 日程第2 報告第2号 | 専決事項の報告について |
| 日程第3 認定第1号 | 令和4年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 議案第10号 | 令和5年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号） |

日程第5 議案第11号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正
について。

日程第6 議案第12号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正につい
て。

日程第7 議案第13号 財産（防火衣）の取得について。

日程第8 議案第14号 枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通
信指令事務の委託に関する規約の一部変更について

日程第9 一般質問

以上です。

○野村生代議長 ただいまの報告の議事日程により、会議を進めます。

日程第1 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ござ
いませんか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○野村生代議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 報告第2号 専決事項の報告についてを議題といたします。

専決第2号及び第3号 損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を求
めます。

中井枚方東消防署長。

○中井義弘枚方東消防署長 ただいま上程いただきました報告第2号の専決第2号及び
第3号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、
専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告させていただくものでござ
います。なお、物的損害につきましては2ページに、人的損害につきましては4ペー
ジを参照願います。

事故の概要につきましては、令和5年6月12日月曜日午前3時31分覚知、枚方市樋
之上町で発生した中高層建物火災において消火活動を実施中、ホースが破断したこと
により、一般市民を負傷させるとともに、警察車両が転倒し、損傷させたものでござ

います。

損害賠償額につきましては、物的損害が令和5年8月9日に、人的損害が令和5年8月28日に示談が整い、当方側のホースの維持管理に瑕疵があったことから、物的損害として9万9,206円、人的損害として17万2,875円を相手方に支払ったものでございます。

参考資料としまして、3ページ及び5ページに付近見取図及び事故概況図を、また、お手元にそれぞれの免責証書を配付しておりますので、ご参照願います。

事故原因につきましては、ホースの管理上の問題に加え、消防警戒区域設定に係る広報が不十分であったため、警戒区域内に進入していた一般市民に破断したホースが接触、転倒し、負傷させるとともに、駐車中の枚方警察の単車を転倒させ、損傷を与えることとなったものです。

当該事故につきまして、ご迷惑をおかけしました関係者の方々に深くおわびを申し上げます。このたびのことを重く受け止め、類似事故を発生させることのないよう、ホースの耐用年数の上限見直しや使用後点検の徹底など、改めて意識啓発を行うとともに、警戒区域設定に係る付近住民への広報の徹底などに取り組んでまいります。

以上、専決第2号及び第3号の報告とさせていただきます。

○野村生代議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、専決第4号 損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を求めます。

小嶋寝屋川消防署長。

○小嶋悦喜寝屋川消防署長 ただいま上程いただきました報告第2号の専決第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の6ページをお開きください。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

事故の概要につきましては、令和5年7月12日水曜日午前8時54分頃、中高層建物

火災に出動した寝屋川消防署本署配備の梯子車が、寝屋川市石津南町9番3号の交差点に差しかけたところ、道路左側前方を梯子車と同方向に進行中の自転車が進行方向を右に変更したことにより、梯子車左側前方と接触転倒し、自転車を運転していた男性が負傷並びに自転車が破損するとともに、梯子車左前方ウインカーが損傷したものでございます。

対物損害の損害賠償額につきましては、令和5年9月22日に示談が整い、当方側の過失割合が50%であることから、3万6,250円を相手方に支払ったものでございます。

本件の事故につきましては、自転車を運転していた男性が負傷され、人身損害も発生しておりますが、通院加療に日数を要することが見込まれる中、災害現場への対応のため、早急に梯子車を修理する必要があることから、人身損害に係る示談を分離し、梯子車及び相手方自転車の修理費用に係る示談を先行して締結したものでございます。

なお、相手方の人身損害に係る治療費につきましては、自動車損害賠償責任保険により支払われる予定となっており、人的損害に係る賠償額が確定後にご報告させていただくものです。

参考資料といたしまして、7ページに事故現場の付近見取図及び事故概況図を、また、お手元に物件損害に関する示談書を配付しておりますので、ご参照願います。

事故の原因につきましては、梯子車機関員の自転車等付近の交通状況に対する認識不足に加え、相手方自転車の急な進路変更によるものです。

今回の事故によりご迷惑をおかけいたしました関係者の方々に深くおわび申し上げます。

また、交通事故防止につきましては、これまで再三注意喚起を行うとともに、車両取扱い訓練を繰り返し実施し、運転技術の向上に努めてきたところですが、このような事故が発生しましたことは誠に遺憾であり、事故を重く受け止めております。

特に、今回のような緊急走行時には、通常走行時以上の注意が必要となることから、今回の事故を踏まえ、改めて全職員に対して緊急走行時における安全運行を徹底させるとともに、引き続き、安全運転に関する研修等を通じて意識啓発を行い、交通事故防止に努めてまいります。

以上、専決第4号の報告とさせていただきます。

○野村生代議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、日程第2 報告第2号の専決事項の報告については、終結いたします。

日程第3 認定第1号 令和4年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹島会計管理者。

○竹島弘光会計管理者 ただいま上程いただきました認定第1号 令和4年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員のご意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、お手元の歳入歳出決算書に基づき、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書4ページをお開き願います。

初めに、歳入の状況でございますが、第1款 分担金及び負担金から第9款 繰越金までを合わせました歳入合計は、5ページ最下段の収入済額74億5,355万7,992円でございます。

次に、歳出の状況でございますが、6ページをお開き願います。

第1款 議会費から第5款 予備費までを合わせました歳出合計は、7ページ最下段の支出済額73億6,027万4,016円で、右下欄外の歳入歳出差引残額は9,328万3,976円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は9,328万3,976円の黒字となっております。

内容につきましては、12ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金の収入済額は13ページ3列目に記載のとおり、71億8,868万8,699円でございます。

内訳といたしましては、枚方市及び寝屋川市の構成両市からの負担金として、それぞれ43億3,510万8,000円及び27億6,857万9,000円。また、交野市からの消防指令業務の共同運用及びドクターカー事業に係る負担金8,500万1,699円でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料は638万4,950円で、主に危険物関係許可申請等手数料などでございます。

次に、14ページをお開き願います。

第3款 国庫支出金は1,233万3,000円で、枚方東消防署管内の長尾出張所に配備いたしました救急車の購入に係る消防防災施設整備費等補助金でございませう。

第4款 府支出金は1,525万6,944円で、内訳といたしましては、「府負担金として」府立消防学校への教官派遣に係る職員人件費分の775万1,944円、「府補助金として」消防ヘリコプター運営補助の750万5,000円でございませう。

次に、第5款 財産収入は240万5,581円で、支援情報システム系端末、発電機1台及び救急車1台の物品売払い収入でございませう。

次に、16ページをお開き願います。

第6款 寄附金は、救急医療関連への市民からの寄附金6,000万円でございます。

第7款 諸収入は3,116万800円で、預金利子として62円、また、雑入といたしまして、構成市への派遣職員の人件費分など、3,116万738円でございませう。

次に、18ページをお開き願います。

第8款 組合債は、消防車両等の購入に係るもので、8,610万円でございます。

第9款 繰越金は5,122万8,018円で、令和3年度決算剰余金でございます。

以上、歳入合計は、19ページ最下段のとおり、74億5,355万7,992円でございませう。

次に、歳出でございますが、20ページをお開き願います。

第1款 議会費の支出済額は、21ページ3列目に記載のとおり、270万7,873円で、議会運営に要した費用でございます。

第2款 総務費は102万5,100円で、23ページ記載の特別職報酬61万2,000円のほか、公平委員会委員報酬18万6,000円及び監査委員報酬14万5,926円などでございませう。

第3款 消防費は、67億7,995万4,134円でございませう。

24ページをお開き願います。

消防費のうち、第1目 常備消防費66億5,148万6,974円の主な内訳といたしましては、第1節 報酬2,196万4,715円から、27ページの第5節 災害補償費15万1,300円までの人件費のほか、29ページの第12節 委託料といたしまして、消防情報システムの保守などに係る2億3,990万7,121円。第13節 使用料及び賃借料といたしまして、消防情報システムの機器借入れなどに係る9,070万670円。第17節 備品購入費といたし

まして、消防用機械器具費等の購入に係る3,328万9,875円及び第18節 負担金補助及び交付金といたしまして、ドクターカー運営負担金やヘリコプター負担金などに係る1億3,901万700円でございます。

30ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費は87万7,890円で、消防団の活動に係る費用でございます。第3目 消防施設費は1億2,758万9,270円で、主な内訳といたしましては、第17節 備品購入費が1億890万円で、ミニタンク車2台、救急車1台を更新したものでございます。

次に、第4節 交際費は5億7,658万6,909円で、新消防本部庁舎建設や消防車両更新事業等に係る地方債の元利償還金及び支払い利子でございます。

以上、歳出合計は、33ページ最下段のとおり、73億6,027万4,016円でございます。

なお、38ページ以降に「財産に関する調書」を添付しておりますので、併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、認定第1号につきましての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○野村生代議長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これから、本件を採決いたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第10号 令和5年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第10号 令和5年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしまして、令和6年度当初から業務を開始する各事業について、今年度中に契約手続を行う必要がある経費につきまして、債務負担行為の追加を行うものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の10ページをお開き願います。

第1条 債務負担行為の追加につきましては、「第1表債務負担行為補正」によりご説明いたします。

11ページをご覧ください。

第1表のとおり、今年度中に契約手続を行う必要がある受付業務委託など、合わせて24件を追加するものでございます。また、12ページ以降に「債務負担行為に関する調書」を添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○野村生代議長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これから、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野村生代議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第11号 枚方寝屋川

消防組合消防職員給与条例等の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書18ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、令和5年人事院勧告及び構成市の改正に準じ、本消防組合においても給与改正を行うものでございます。

勧告の主な内容といたしまして、公務員の給与水準が民間給与を下回っていたことを踏まえ、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて給料月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当につきましても、民間事業所における特別給の支給状況等を踏まえ、支給月数を0.05月分ずつ引き上げるものでございます。

改正後の給与条例に基づく消防職給料表につきましては、議案書の20ページ及び21ページ、行政職給料表につきましては、22ページから24ページ、会計年度任用職員の行政職給料表につきましては、26ページ及び27ページに掲載しております。その他の改正内容につきましては、新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

なお、本改正に伴う条ずれに関しては、説明を省略させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、33ページをお開き願います。

改正条例の第1条 給与条例関係ですが、第35条は管理職手当の最高支給限度額を定める割合を構成市と同様の規定に改めるものでございます。第36条では、令和5年12月期の期末手当の支給月数の引上げを行うもので、支給率を正職員は「100分の125」に、再任用職員は「100分の70」に引き上げるとともに、第37条では、令和5年12月期の勤勉手当の支給月数の引上げを行うもので、支給率を正職員は「100分の105」に、再任用職員は「100分の50」に引き上げるものでございます。

なお、第36条第4項及び34ページの第37条第2項第1号につきましては、文言整理でございます。

改正条例の第2条関係ですが、給与条例に、第20条の3を追加し、新たに在宅勤務等手当を新設するものでございます。

35ページをご覧ください。

第36条では、令和6年度以降の期末手当の支給率を正職員は「100分の122.5」に、再任用職員は「100分の68.75」に改めるとともに、第37条では、令和6年度以降の勤

勉手当の支給率を、正職員は「100分の102.5」に、再任用職員は「100分の48.75」に改めるものでございます。

改正条例の第3条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係は、36ページに移りまして、会計年度任用職員の令和5年12月期の期末手当の支給月数の引上げを行うもので、その支給率を「100分の130」に改めるものでございます。

改正条例の第4条関係は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、勤勉手当を新設するものでございます。

なお、当該支給に伴う対象職員などの要件等の取扱い、期末勤勉手当の支給月数につきましては、正職員に準じるものでございます。

改正内容ですが、目次は当該改正を伴う整備でございます。

第3条は、給与の種類に勤勉手当を追加するものでございます。

37ページをご覧ください。

第8条は、令和6年度以降の期末手当の支給率を「100分の122.5」に改めるものでございます。第9条は、フルタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当を新設するものでございます。

40ページをお開き願います。

第19条は、パートタイム会計年度任用職員についても、フルタイムと同様に勤勉手当を新設するものでございます。

第25条は、勤勉手当が支給総額の範囲内において、職員ごとの勤務成績に応じて支給されるものであることから、当該範囲に係る規定を追加するものでございます。

41ページの第26条は、勤務1時間当たりの額が最低賃金額を下回る場合には、最低賃金額に達するまで調整した額とすることを明文化するものでございます。

改正条例の第5条関係は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例における特定任期付職員の給与について規定したもので、第4条は、各号給の給料月額を引き上げるものでございます。

42ページの第5条は、特定任期付職員の令和6年度以降の期末手当について、その支給率を「100分の225」に改めるものでございます。

改正条例の第6条関係は、職員の育児休業等に関する条例について規定したもので、第7条は、会計年度任用職員に対する勤勉手当の新設に伴い、育児休業中の会計年度任用職員の勤勉手当の支給に係る規定を追加するものでございます。

恐れ入りますが、31ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めたもので、改正条例第2条、第4条及び第5条の規定は令和6年4月1日から施行し、その他の規定は公布の日から施行するものでございます。

第2項から第4項までは、遡及適用について定めたもので、第2項は、改正条例第1条の第35条第1項の規定について、平成26年4月1日以降の勤務に係る管理職手当について適用し、同日前の勤務に係る管理職手当については、なお従前の例によるものでございます。

この場合において、改正条例第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づき支給された管理職手当は、改正後の給与条例の規定により支給された管理職手当とみなすものでございます。

第3条は、改正条例第1条の別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から、第36条第2項及び第37条第2項の規定は、同年12月1日から適用するものでございます。

この場合において、改正条例第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づき支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものです。

第4項は、改正条例第3条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、別表第2の規定は令和5年4月1日から、第8条第2項の規定は同年12月1日から適用するものでございます。

この場合において、改正条例第3条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づき支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

第5項は、令和6年3月31日までの間、通年任用の会計年度任用職員以外の会計年度任用職員についての給料月額及び基本報酬の額については、従前の例によるものとするものです。

第6項は、消防職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正するもので、改正条例第4条の規定に伴うものでございます。本改正により必要となる人件費は、おおむね1億1,000万円でございます。

なお、改正条例の第1条 給与条例関係の管理職手当につきましては、当該改正手続を失念していたものであり、深くおわび申し上げますとともに、今後は適正な給与

事務を執行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第11号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○野村生代議長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

志甫議員。

○志甫直哉議員 議案第11号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正についてお伺いさせていただきます。

議案書19ページ、第1条 給与条例関係の第35条において、管理職手当の最高支給限度額を定める規定割合を構成市と同様の規定に定めるとのご説明がありましたが、本来は国の改正時期に合わせて改正していくべきものであったとお話を聞いております。なぜ、当時、条例改正がなされなかったのか、その経緯をご説明いただくとともに、今後に向けた再発防止策をお聞かせください。

○野村生代議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 志甫議員のご質問にお答えいたします。

平成18年の国の俸給の特別調整額の改正を受け、同年に管理者市において管理職手当の支給上限額を定める規定として、「その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」を基準とする改正が行われております。

しかしながら、本消防組合においては、当時、同規定の影響が直接的になかったことなどの影響もあり、改正の必要性を認識していなかったことから、同改正を行わなかったものです。

これにより、平成26年の再任用制度改正以降、当該職員の給料月額の「100分の20」を超える管理職手当の支給が発生することとなりましたが、この際には、当該改正の必要性を失念していたものであり、深く反省をしております。

今後の再発防止策といたしまして、複数人による条例改正事務のチェック体制の強化はもちろんのこと、管理者市の担当部局との連携を密にし、改正の趣旨を適切に条例に反映できるよう努めてまいります。

○野村生代議長 再質疑はございませんか。

志甫議員。

○志甫直哉議員 議案書31ページ、附則の第2項において、第35条の改正により、これ

まで支給されていた管理職手当を新給与条例の規定により支給されたものとみなす、いわゆる遡及適用がなされていますが、この対応は法的に問題がないと言えるのか、消防組合としての見解をお伺いします。

○野村生代議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 志甫議員の2回目のご質問にお答えします。

他市の事例となりますが、給与条例に基づかない給与の支給を違法とする住民訴訟が提起された事案において、支給の根拠となる条例の規定を事後的に設けるとともに、既に行われた支給について、当該根拠規定に基づいて支給されたものとみなす規定を定めることにより、事後的ではありますが、議会の承認を得ることとなり、このような追認条例も有効と解され、新給与条例の施行に伴い、遡ってその違法性が治癒されたとする判例がございます。

このような判例も含め、本消防組合の顧問弁護士に確認を行いましたところ、判例と同様、議会の議決をいただけるのであれば、問題ないとのご意見をいただいております。

○野村生代議長 再質疑はありませんか。

志甫議員。

○志甫直哉議員 既に行われた支給について今回実施する予定の対応ですが、判例が存在し、議会の議決により、法的に問題ないということについて理解しました。

今後このような過失が発生しないように、職員間で情報共有し、しっかりと再発防止策に取り組むようお願いいたします。

○野村生代議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これから、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島村消防次長兼予防部長。

○島村忠消防次長兼予防部長 ただいま上程いただきました議案第12号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書44ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、蓄電池設備や固体燃料を用いた火器設備の離隔距離等について、火災予防上必要な措置を規定するものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

47ページをお開き願います。

本条第11条第1項第3号の2につきましては、キュービクル式以外の変電設備にあっても、建築物との距離を保つよう改めるものでございます。

第11条の2につきましては、屋外に設ける急速充電設備における雨水等の侵入防止措置について見直しを図るものでございます。

48ページをお開き願います。

第13条第1項につきましては、蓄電池設備の規制単位をこれまでの「アンペアアワー・セル」から「キロワット時」に変更するとともに、10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので、出火防止措置を講じているものを規制対象から除外するものでございます。

第13条第3項につきましては、屋外に設ける蓄電池設備について、建築物から離隔距離を定めるとともに、出火防止措置等が講じられたものは、規制対象から除外するものでございます。

第13条第4項につきましては、文言の整理でございます。

49ページをご覧ください。

第44条第13号につきましては、届出が必要となる蓄電池設備から、容量が20キロワット時以下のものを除く旨を追加するものです。

50ページをお開き願います。

別表第1中、厨房設備において、固体燃料の区分を新たに追加するとともに、種類に応じた離隔距離を追加するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の46ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和6年1月1日とするとともに、「この条例の施行の際、現に設置され、また、設置の工事がされている燃料電池発電設備や蓄電池設備のうち、所定の規格に適用しないものについては、なお従前の例による」等の経過措置を行うものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○野村生代議長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号 財産(防火衣)の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

眞先警防部長。

○眞先良次警防部長 ただいま上程いただきました議案第13号 財産(防火衣)の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の51ページをお開き願います。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについて、議会の議決を求めるものでございます。

本消防組合では、新人職員及び使用期間が8年を経過した55歳までの職員を対象に、防火衣の貸与及び更新を行っておりますが、採用人数の増加及び物価高騰等により、予定価格が2,000万円以上となったものでございます。

それでは、議案書に基づき、契約の締結内容をご説明申し上げます。

発注者は、枚方寝屋川消防組合、管理者、伏見隆。受注者は、大阪市阿倍野区阿倍野元町10番2号、A r k（アーク）株式会社、代表取締役、藤田修二でございます。

取得金額は1,926万4,300円で、取得物件名及び納入期限につきましては、記載のとおりでございます。

契約条項その他といたしまして、本契約の効力につきましては、枚方寝屋川消防組合議会の議決を経て生じるものとしております。

52ページをお開きください。

入札状況でございますが、執行調書のとおり、指名競争入札により実施いたしましたところ、2者から入札があり、入札書比較価格を下回ったアーク株式会社を落札者として内定したものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第13号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○野村生代議長　これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野村生代議長　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野村生代議長　討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野村生代議長　ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号 枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第14号 枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信事務の委託に関する規約の一部変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の53ページをお開き願います。

本消防組合と交野市とは、平成27年度から消防指令業務の共同運用を開始し、令和7年度で運用開始から10年を迎えることから、令和8年度の新システム運用開始に向け、消防情報システムの更新整備を進めるに当たり、同システムの初期的経費の分担方法及び分担割合を検討する必要がございました。

また、平成24年に策定した「消防指令業務の共同運用に関する報告書」においても、「共同運用に係る人件費、維持管理費等の経常経費の分担方法及び分担割合について、運用開始後、おおむね5年ごとに検証を行うもの」とされていたことから、本消防組合及び交野市消防本部の職員を構成員とする検討会を設置し、検討を行ってまいりました。

現行の分担方法は、本消防組合が採用する「均等割・世帯割・人口割」としておりましたが、今般の検討に当たり、全国の事務委託方式採用団体を調査したところ、均等割の採用はなく、基準財政需要額割を採用している団体が大半であったことから、見直しを行うものです。

それでは、主な変更内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、55ページをお開き願います。

第1条第4号につきましては、委託事務の範囲を明確化するための文言整理でございます。

第3条第3項につきましては、委託費のうち、共同経費の負担額を算出する際の分担方法を、現行の均等割100分の6、世帯割100分の47、人口割100分の47から、枚方市、寝屋川市及び交野市の基準財政需要額の割合で算出する基準財政需要額割に変更する

ものでございます。

恐れ入りますが、54ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この規約の施行日を令和6年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○野村生代議長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 一般質問を行います。

一般質問については、前田富枝議員から通告がありました。

前田富枝議員の質問を許可します。

前田議員。

○前田富枝議員 質問の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

消防吏員の人材確保について。

先日、枚方寝屋川消防組合のホームページを拝見したところ、令和5年度の前期試験において、内定辞退の申出が多数あり、当初の採用予定人数を確保できなかったために追加募集を行うとありました。

災害の対応が複雑多様化している中で、市民の安全・安心を確保していくためには、優秀な人材の確保が必要不可欠であると考えますが、採用試験に合格した方の多くが内定辞退される状況は、大変憂慮すべき問題だと思っています。

そこで、辞退者の人数や合格者に占める割合、辞退者の辞退理由についてお聞きします。

○野村生代議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 令和5年度の前期試験においては、最終合格者25人のうち、現時点における辞退者は17人で、合格者に占める割合は68%でございます。

また、辞退理由としては、「他市の消防本部に合格した」というものがほとんどであり、大阪市消防局、東京消防庁といった大規模な消防本部を選んでいる状況でございます。

○野村生代議長 再質問はございませんか。

前田議員。

○前田富枝議員 枚方寝屋川消防組合を辞退した方の多くが、大阪市消防局や東京消防庁など、ほかの消防本部を選んでいるということは、枚方寝屋川消防組合がそれらの消防本部の滑り止めとなっているということであり、そうした消防本部と比較して、本消防組合に魅力がないということではないでしょうか。

辞退者の多くが他市の消防本部を選んでいることについて、消防組合として、どのように分析されているのでしょうか。

また、こうした状況を改善するためにどのような取組が必要であると考えておられるのか、お聞きします。

○野村生代議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 本消防組合では、辞退の連絡があった際に、辞退理由の聞き取りをしております。本消防組合を辞退して、大阪市消防局や東京消防庁等を選ぶ理由としては、「ヘリコプターなど、より高度な資機材を取り扱うことができる」「緊急消防援助隊などで主要な役割を担うことができる」「部署の数が多く、より専門的な知識や経験を得ることができる」など、本消防組合よりも大規模な消防本部であること自体に魅力を感じているのではないかと考えております。

本消防組合では、毎年5月に採用説明会を開催し、新人職員を温かく迎え入れ、大切に育てるための新人職員育成マニュアルなど、充実した人材育成体制を紹介しているほか、消防、救急、救助、予防など、各分野の若手職員とのパネルディスカッション

ンを通じて、仕事のやりがいなどを伝えたり、本消防組合の和気あいあいとした職場の雰囲気を少しでも理解してもらうよう努めております。

また、採用合格者に対しまして説明会を実施し、個人面談等を通じて、入職後の不安を少しでも取り除いてもらえるようにも努めているところでございます。

○野村生代議長 再質問はありますか。

前田議員。

○前田富枝議員 採用説明会などを通じて、枚方寝屋川消防組合の魅力を伝えていくことは非常に重要だと思うので、そうした取組については、引き続きお願いしたいと思いますけれども、その一方で、採用辞退者が他市の消防本部を選んでいる理由としては、先ほどご答弁をいただいた理由のほかに、給与面において、他市のほうに魅力を感じていることが理由の1つとなっているのではないかと考えています。

先ほども申し上げましたが、合格者の7割の方が採用辞退をされるということは、大変大きな問題だと思っています。

災害にしっかり備え、市民の安全・安心を確保するためには、優秀な人材を確保するとともに、枚方寝屋川消防組合の職員の皆さんの士気を高めていくことが大変重要であり、そのためにも、給与面の改善や働きやすい職場環境づくりなどもしっかりと取り組んでもらうことをお願いし、質問を終わります。

○野村生代議長 これにて、前田富枝議員の質問を終結いたします。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本定例会に付議された事件は全て議了しました。

閉会に際し、管理者から挨拶をお受けいたします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、ご出席をいただき、また、提案させていただきました各案件について、いずれもご認定、ご可決いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

本日いただきましたご意見につきましては、今後の消防行政に反映していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

枚方・寝屋川両市の市民の皆様には、健やかな新年を迎えていただけるよう、本消防組

合としても、職員一人一人が一層気を引き締め、年末年始の業務に当たってまいる所存です。

また、新春の「消防出初式」につきましては、1月7日日曜日午前10時から、淀川河川公園、木屋元地区ラグビー場において、枚方市・寝屋川市の各消防団と消防組合の合同で実施する予定です。寒さ誠に厳しい折ではございますが、議員の皆様には、ぜひご臨席いただきますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○野村生代議長 それでは、私からも閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年末何かとご多忙中にも関わらずご出席賜り、ありがとうございました。また、この1年間、消防組合議会の運営などにご協力、ご支援を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

本年も残り僅かとなりました。皆様方におかれましては、つつがなく新年を迎えられますよう、高い席からではございますが、ご祈念を申し上げまして、本日の会議の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

(午前11時30分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和5年12月25日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 野村 生代

枚方寝屋川消防組合議会

副議長 金子 英生

枚方寝屋川消防組合議会

議員 志村 直哉